



人権のまちづくりの拠点施設 「人権啓発福祉センター」の活動記！

今年4月から、人権啓発福祉センターを人権に関する更なる拠点施設としてスタートして、早いもので6カ月が経ちました。「人権のまちづくり」を進めるための「町の核」として、人権に関する講座や、地域とのふれあいなどのさまざまな活動を行ってきました。今までの活動の一部を紹介します。

人権啓発福祉センターでの活動

高齢者活動

第1・3木曜日に「生き生きシルバー健康のつどい」、毎週水曜日には「高齢者一人世帯訪問」を行っています。
「いきいきシルバー健康のつどい」では、南杉水3地区の高齢者を対象に、体や頭を使ったレクリエーションなどを行い、高齢者間の交流や、体力保持、食生活の改善などの健康維持の推進を行っています。また、毎週行っている高齢者一人世帯訪問では、南杉水人権のまちづくり協議会(福祉部会)、行政区嘱託員、民生委員と連携をとりながら家庭を訪問し、高齢者の安全確認、相談などを受けています。

子どもたちの活動



児童館では、世代や性別にとらわれない、さまざまな人との出会い、いろいろなつながりを通して得ることのできる行事を、児童館を活動の拠点としているボランティアグループ「地域組織活動クラブ」と連携し開催しています。
毎週金曜日に行っている、子育て中の親子を対象にした「はとぼっぼクラブ」では親子体操や手作りおもちゃの製作などをして親子のつながりや、参加者同士の交流がますます深まるよう支援しています。8月に行った「児童館夏休みスペシャル」では、「生き生きシルバー健康のつどい」と同日に開催し、高齢者と子どもとの交流を行いました。

各種講座やその他の活動

人権啓発福祉センター夏期講座

8月7日開催した夏期講座では、認知症への正しい理解を深め、病气への誤解や偏見が無いよう認識を高める講座を行いました。当日は、多数の参加があり、認知症への意識の向上と、人権が守られることの大切さを学びました。

人権バスツアー

命の尊さを学び、人権問題への取り組みのために、水俣市立水俣病資料館に行きました。語り部の話を聞くことや、胎児性水俣病患者作業所での交流会を通して、水俣病に対する偏見や差別を学習することができました。



胎児性水俣病患者作業所での交流会

4月から半年間、いろいろな人権に関する活動を行ってきました。今後も、皆さんの人権が尊重され、人権意識を学ぶ講座や、行事を計画しています。皆さんのご参加をお待ちしています。

みんなの国民年金
くらしを
ささえる
税金
vol.36
税務課
☎(293)3117

固定資産税のしくみ(土地編)

固定資産税のしくみ、最後となる今回は土地の評価を紹介します。
土地の評価は、宅地や畑、山林といった地目別に定められた評価方法によって行います。その土地がどの地目であるかの認定は、登記簿上の地目ではなく、毎年1月1日現在の状況から判断します。地積は原則として登記簿に登録されている地積によります。

固定資産の宅地は課税上、「**住宅用地**」(一戸建住宅、アパートなど)と「**非住宅用地**」(事務所、工場など)にわかれます。

住宅用地は、その税負担を特に軽減する必要から、その面積の広さによって、「**小規模住宅用地**」と「**その他の住宅用地**」に分けて特例措置が適用されます。

小規模住宅用地とは…

200㎡以下の住宅用地(200㎡を超える場合は住宅1戸あたり200㎡までの部分)のこと。
小規模住宅用地の課税標準額は、価格の6分の1の額とする特例措置があります。

その他の住宅用地とは…

小規模住宅用地以外の住宅用地のこと。
例えば、250㎡の住宅用地(1戸建住宅の敷地)であれば、200㎡分が小規模住宅用地で残りの50㎡がその他の住宅用地となります。
その他の住宅用地の課税標準額は、価格の3分の1の額とする特例措置があります。

●例えば、土地の敷地面積が250㎡で、評価額が6,000万円の場合は、

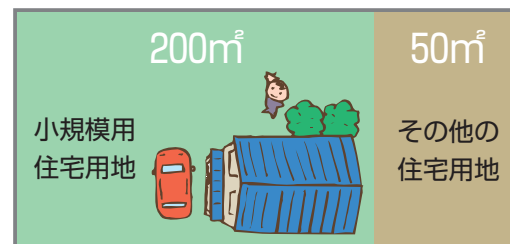
小規模住宅用地の課税標準額は

$$6,000万円 \div 250㎡ \times 200㎡ \times 1/6 = 800万円$$

その他の住宅用地の課税標準額は

$$6,000万円 \div 250㎡ \times 50㎡ \times 1/3 = 400万円$$

課税標準額は1,200万円となります。



※1 住宅が災害により滅失した場合、他の建物、構築物を建てなくてもその土地は2年間に限り住宅用地として取り扱われます。
※2 家屋を取り壊した場合は、住宅用地の特例がなくなり、非住宅用地として固定資産税が課税されます。

みんなの国民年金

122

住民課 住民係
☎(293)3112

国民年金に任意加入して年金を増やしませんか！

国民年金の老齢基礎年金額は満額で792,100円ですが、20歳から60歳まで40年間(480月)の国民年金保険料を完納しなければなりません。

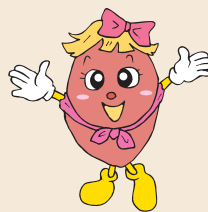
保険料を納められなかった期間はそれに応じて年金額も少なくなります。申出により保険料を納めることで老齢基礎年金額を増やすことができます「任意加入制度」があります。

●任意加入の対象者は、以下のすべての条件を満たす人です。

- ① 国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人
- ② 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない人
- ③ 20歳から60歳までの保険料の納付月数が480月未満の人

●保険料は月額14,660円(平成21年度)で、納付方法は原則口座振替になります。

●任意加入の手続きは、60歳になってから通帳と通帳印を持参して役場住民課で行ってください。



人権ニュース

女性の人権相談ホットライン

法務省人権擁護局と全国人権擁護委員連合会では、女性をめぐるさまざまな人権問題の解決の取り組みとして「女性の人権ホットライン」を開設しています。今回、強化週間として、通常の相談の曜日、時間を拡大して相談を受けますので、ご相談ください(相談内容の秘密は厳守します)。

- 期 間：11月15日(日)～21日(土)
- 時 間：平日 午前8時30分～午後7時
土日 午前10時～午後5時
- ホットライン電話番号：0570(070)810

期間外は、月～金の午前8時30分～午後5時15分に相談を受け付けています。



第6回 南杉水 人権ふれあいフェスティバルが開催

8月22日、真夏の暑さのなか、地域とのふれあいを目的に大勢の人が参加し、盛大に開催されました。当日は、町人権啓発福祉センターで定期的に活動・練習している太鼓、フラダンス、各種ボランティアの発表がありました。また、参加者相互のコミュニケーションを図る「つまき体操」や、人の輪を大切にする「～みんなで踊ろう～総踊り」を行い、お互いの交流を深めました。